

新たな食料・農業・農村基本計画の策定に関する意見書

21世紀は「食と環境の世紀」と言われ、温暖化防止など地球環境の保全、食料の安定供給は人類生存のための緊急課題となっている。こうした中で、わが国において国家の戦略目標として国内の農業生産力を最大限に活用しながら、食料自給率の向上と多面的機能を発揮することは、世界的な貢献策としても重要な責務となっている。このため、明年3月に答申を受けて策定される新たな食料・農業・農村基本計画については、事業的な担い手が夢と希望、意欲を持って持続的に農業生産活動や魅力ある農村生活が営むことができるよう、次の事項を強く要望する。

記

I 基本姿勢

- 1 WTO 農業交渉及び各国との FTA 交渉にあたっては、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興などを損なうことは行わないとの政権公約に基づき、毅然たる姿勢で臨むこと。また、農産物貿易ルールについては、世界的な食料需給及び地球環境等の変化を踏まえ、食料主権の確保など各国の多様な農業の共存が図られるよう公正・公平なものに改めるよう努めること。
- 2 食料安全保障の観点から、国家の戦略目標として「食料自給率目標」の設定と国費予算の優先的確保を図り、その礎となる国内農業・農村の再生と家庭経営を主体とする担い手の育成、優良農地の確保・整備など、総合的な食料・農業・農村政策を推進すること。

II 基本政策

【文化的で安心して暮らせる農村の定住条件の確保など農村振興】

- 1 農業の存続基盤である農村における教育や医療・福祉の充実、公共交通の維持、就業機会の拡大(農山村の6次産業化)など、地域住民が安心して暮らせる定住条件を整備するとともに、地域資源の保全や地域振興策などを拡充強化すること。
- 2 中山間地域等直接支払制度(共同取組活動)及び農地・水・環境保全向上対策(共同活動支援)については政策の一元化と恒久措置化を図り、全額国費負担で行うこと。

【食料自給率目標の達成と農地総量及び担い手の確保】

- 1 わが国農業の生産力を最大限に発揮し、国家戦略目標である食

料自給率の向上が達成できるよう具体的な行動計画を策定するとともに、食料の安定供給と多面的機能の源泉である農地については、農地総量の確保及び維持管理を図る総合的な有効利用施策を講ずること。

また、各作物の生産振興（拡大）にあたっては、国内産の販路確保や需給安定などに対する十分な政策支援を講ずること。

- 2 平成22年度にモデル実施される「水田利活用自給力向上事業」については、示された戦略作物以外に地域の実情に合わせた作物の選定総量と、現行の地域単価以上の交付額を確保すること。また、米の生産数量目標を達成した地域には別途交付金措置を講ずること。

【国内農業の持続的発展を期する新たな農業経営所得安定政策の創設】

- 1 食料の安全・安定供給、農業の多面的機能発揮と持続的な生産活動などを担う農業者の所得補償（他産業従事者と遜色のない水準の確保）と経営安定を図るため、新たな「直接支払制度」を早期に創設すること。
- 2 平成22年度に実施される「米戸別所得補償制度モデル事業」については、適正な販売価格（農家手取価格水準）と生産費用（家族労働費の全額算入と評価蓄えなど生産コストの適正化）との差額を捕捉し、かつ米の計画生産メリット措置として十分機能するように設計すること。

【農業生産力や多面的機能の発揮など専業農業地域の最大限活用】

食料自給率向上計画を達成するため、地域別・作物別の生産目標等については、生産現場の意見を十分に聞きながら、専業農業地域の潜在生産力が最大限に発揮できるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月14日

名 寄 市 議 会

内閣総理大臣

農林水産大臣 宛